

お問い合わせ一覧

戸田市 保険年金課 電話048-441-1800 (代表)
 〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号

保険年金課ホームページ

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/235/>

戸田市ホームページより「保険年金課」で検索



お問い合わせ内容	担当	内線
<ul style="list-style-type: none"> ○国保への加入について ○国保の脱退について ○資格確認書または資格情報のお知らせについて ○保険税の課税について ○納税通知書について 	保険年金課 国保賦課担当	247 266
<ul style="list-style-type: none"> ○高額療養費や限度額の適用について ○療養費について ○第三者行為の届出について ○出産育児一時金について ○葬祭費について ○人間ドック検診費用補助について ○特定健康診査や特定保健指導について 	保険年金課 国保給付担当	278 212
<ul style="list-style-type: none"> ○保険税の納税について ○口座振替について ○ペイジー納付やクレジットカード納付について 	収納推進課 管理担当	222
<ul style="list-style-type: none"> ○保険税の納税相談について 	収納推進課 収納担当	644

開庁時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- 祝日を除く毎週水曜日は午後7時まで時間延長
- 1月、4月を除く毎月第一日曜日は午前9時から午後5時まで開庁
- 3月の最終日曜日と4月の第一日曜日は
午前8時30分から午後5時まで開庁
- 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁

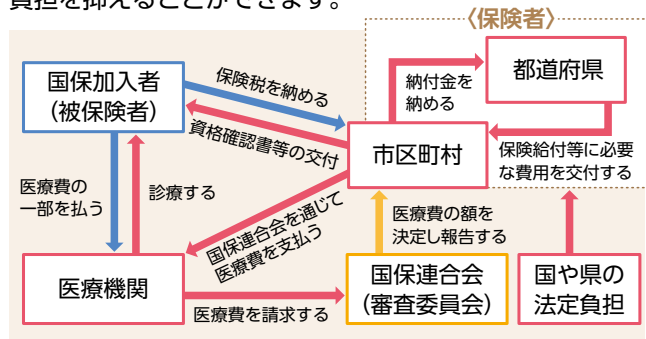


国保は助け合いの制度です	2 ページ
保険税水準の統一に向けて取り組んでいます	2 ページ
戸田市国保に加入する人	3 ページ
医療機関の受診のしかた	3 ページ
国保への加入	4 ページ
国保の脱退	5 ページ
国保で受けられる給付	6 ページ
国保の給付の対象とならない場合	7 ページ
第三者行為(交通事故など)による病気やケガ	7 ページ
高額療養費の支給	8 ページ
限度額の適用	10 ページ
厚生労働大臣が定める特定疾病	10 ページ
療養費の支給	11 ページ
食事療養費の支給	12 ページ
高額介護合算療養費の支給	12 ページ
出産育児一時金の支給	13 ページ
葬祭費の支給	14 ページ
医療費のお知らせ(医療費通知)	15 ページ
人間ドック検診費用補助	16 ページ
特定健康診査・特定保健指導	18 ページ
国民健康保険税の課税	20 ページ
国民健康保険税の納税	24 ページ

※ この冊子は令和8年4月1日現在の内容で作成されています。

国保は助け合いの制度です

国民健康保険は、加入者の皆さんにご納付いただいた国民健康保険税を財源に、加入者の皆さんの医療費を支払う相互扶助の制度です。万が一の病気やケガに備えて、普段からお金を出し合っておくことで、病院にかかる際の費用負担を抑えることができます。



保険税水準の統一に向けて取り組んでいます

被保険者が減少しているにもかかわらず、高齢化などにより1人当たりの医療費が増加しているため、国保は非常に厳しい財政運営を強いられており、保険税の収入不足(赤字)を補うため、一般会計からの資金の繰り入れを行わざるを得ない状況にあります。

このような中、国保財政の安定的な運営のため、国が各都道府県内の保険税水準の完全統一を進めることに伴い、埼玉県は「第3期国民健康保険運営方針」を策定し、県内の保険税水準について、令和9年度には「準統一」(県が示す各市町村の保険税率どおりに設定)を、令和12年度には「完全統一」(県内の保険税率を統一)を目指すこととしました。

そのため、本市においても、他の県内市町村と同様、保険税水準の統一に向けて取り組んでいます。

国保を将来にわたり持続可能なものとしていくため、ご理解とご協力をお願いします。

戸田市国保に加入する人

日本では、「国民皆保険制度」という制度により、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。戸田市に住民票がある75歳未満の人は、次の人を除いてすべて、戸田市国保の被保険者となります(法律に基づく強制加入です)。これにより、どなたも何かしらの医療保険に加入することとなります。

- ① 職場の健康保険など他の保険に加入している人
- ② 生活保護を受けている人
- ③ 住民票に記載されない外国籍の人(短期滞在者)

医療機関の受診のしかた

「マイナ保険証」で受診してください。

「マイナ保険証」とは「健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード」です。

有効なマイナ保険証がない方は、資格確認書で受診してください。

マイナンバーカードの電子証明書を更新していない場合でも、有効期限から3か月間はマイナ保険証で受診できます。

マイナ保険証をお持ちの方で介助が必要な方には資格確認書を交付します(申請が必要です)。

マイナンバーカードの紛失・更新中で受診できない方には資格確認書を交付します(申請が必要です)。

国保への加入

資格取得・14日以内届出

◆他の健康保険をやめたとき

必要なもの

- ・ 他の健康保険をやめた日のわかる証明書
例) 社会保険等資格喪失証明書、離職票、退職証明書
- ・ 顔写真付きの身分証明書
- ・ キャッシュカード(磁気式のもの)

◆生活保護が廃止になったとき

必要なもの

- ・ 保護廃止決定通知書
- ・ 顔写真付きの身分証明書
- ・ キャッシュカード(磁気式のもの)

※ 転入・出生の場合は、市民課での転入・出生の届出と併せて国保の届出が必要となります。

加入の届出が遅れると…

- 資格確認書等のない期間は、医療費が全額自己負担になります。
- 他の健康保険をやめた時点(国保の被保険者としての資格を得た日)までさかのぼって保険税が計算されるため、まとまった金額の保険税を納めなければなりません。



国保の脱退

資格喪失・14日以内届出

◆他の健康保険に入ったとき

必要なもの

- ・ 他の健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせまたは、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの
- ・ 戸田市国保の資格確認書(発行されている場合)

※ 戸田市で発行した資格情報のお知らせは返却不要です。

◆生活保護が開始されたとき

必要なもの

- ・ 保護開始決定通知書
- ・ 顔写真付きの身分証明書

※ 国民健康保険の脱退の手続きは、会社等では一切行いませんので、必ずご自身で手続きをしてください。

※ 転出・死亡の場合は、市民課で転出・死亡の届出をするとき同時に国保の脱退の届出をすることになります。

※ 転出の理由が、修学、入院、介護保険施設等への入所の場合、戸田市の国民健康保険に引き続き加入することになりますが、その際も届出が必要です。

脱退の届出が遅れると…

- 保険税の精算が遅れてしまいます。
- 国保の被保険者としての資格を喪失したあと、誤って国保の資格確認書を使って医療を受けると、国保負担分の医療費を返還していただくこととなります。

国保で受けられる給付

病気やケガをしたとき、医療機関などにその医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで保険診療を受けることができ、残りの費用については、国保から支払われます。一部負担金の割合については、次のとおり年齢や所得により異なります。

◆一部負担金の割合

年 齢	自己負担割合
義務教育前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳～74歳	2割（現役並み所得以外の方）
	3割（現役並み所得者）※

※ 現役並み所得者とは、同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯です。ただし、次のア、イに当てはまる人は、申請により2割負担となります。

ア、同じ世帯の70歳以上75歳未満の被保険者の年収の合計が520万円（1人の場合383万円）未満の場合

イ、70歳以上75歳未満の被保険者Aと、旧被保険者の後期高齢者Bがいる世帯で、Aは収入が383万円以上であり、AとBの収入の合計が520万円未満の場合

総所得金額等による判定

70歳から74歳の国保加入者がいる世帯が対象

平成27年1月2日以降に新たに70歳となる（昭和20年1月2日以降生まれ）国保加入者がいる世帯では、70歳から74歳の国保加入者について、総所得金額等から基礎控除額（43万円）を引いた額の合計額が210万円以下の場合、2割負担となります。

※ 災害など特別な事情によって生活が困窮している方は、一部負担金の減免や猶予が認められる場合があります。

国保の給付の対象とならない場合

◆病気やケガとみなされないもの

- ・美容整形 ・歯列矯正 ・予防接種
- ・健康診断 ・正常な妊娠、出産
- ・経済上の理由による人工妊娠中絶 など

◆給付が制限されるもの

- ・故意の犯罪行為による病気やケガ
- ・けんかや泥酔などによる病気やケガ
- ・自傷行為など故意による病気やケガ

◆ほかの給付が優先されるもの

- ・仕事中（通勤途上含む）の病気やケガ

※ 労災保険が優先となります。まずは、労災保険の適用が可能かどうかをお勤め先または管轄の労働基準監督署にご確認ください。労災保険が適用できないことが確認できた場合のみ、国保での給付が可能です。

第三者行為（交通事故など）による病気やケガ

交通事故など第三者（加害者）の行為による病気やケガは、原則として加害者が過失割合に応じて補償すべきものです。しかし、補償されるまでに時間を要する場合、国保で給付を受けることが可能です。なお、国保で給付を受けた分の医療費については、後日、加害者に請求します。

給付を受ける場合は、「傷病届」を提出することが必要ですので、必ず保険年金課までご連絡ください。

◆第三者行為とは

- ・交通事故（自転車による事故も含む）
- ・暴力行為を受けた
- ・他人の犬に噛まれた
- ・飲食店で食中毒にあった など

※ 示談を結ぶと国保で給付が受けられなくなる場合がありますので、示談前に必ず保険年金課にご連絡ください。

高額療養費の支給

医療機関で支払った一部負担金(保険適用部分のみ)が基準額を超えたとき、超えた分が高額療養費として支給されます。該当する場合、診療月の4か月後以降に通知します。

申請時には、医療機関等の領収書が必要になる場合がありますので、大切に保管してください。

◆70歳未満の方

- ① 月の1日から末日までの1か月ごとに計算します。
- ② 医療機関ごとに21,000円以上自己負担したものを合算します。
※同一医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別計算です。
※院外処方による調剤のお支払いがあった場合、処方元の医療機関でかかった医療費と合算して21,000円以上となるものが対象です。
- ③ 同一世帯内に国保加入者が複数人いる場合、合算が可能です。

◆高額療養費の基準額(月額) ※令和8年8月から基準額(月額)等変更予定

所得区分※	直近12か月で3回目まで(【 】内は直近12か月で4回目以上)
ア	901万円超 252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%【140,100円】
イ	901万円以下 600万円超 167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%【93,000円】
ウ	600万円以下 210万円超 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%【44,400円】
エ	210万円以下 57,600円 【44,400円】
オ	住民税非課税世帯 35,400円 【24,600円】

- ※ 所得区分は、同一世帯の国保の方の総所得金額等から基礎控除(43万円)を引いた額に基づき判定します。
- 世帯主が国保の被保険者でない場合、所得の合算はされませんが、課税世帯かどうかの判定には使用されます。
 - 所得の申告をしていない人がいる世帯は、区分「ア」として扱われます。

◆70歳以上の方

- ① 月の1日から末日までの1か月ごとに計算します。
- ② 各医療機関に支払ったすべての一部負担金を合算します。
- ③ 「一般」「低所得Ⅱ」「低所得Ⅰ」の方の外来分については、個人単位の外来限度額が適用されます。
- ④ 入院分は、世帯の限度額が適用されます。
- ⑤ 同一世帯内に国保加入者が複数人いる場合、合算が可能です。

◆高額療養費の基準額(月額) ※令和8年8月から基準額(月額)等変更予定

所得区分※1	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並みⅢ ※2	690万円以上	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%【140,100円 ※3】
現役並みⅡ	380万円以上	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%【93,000円 ※3】
現役並みⅠ	145万円以上	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%【44,400円 ※3】
一般 ※2		18,000円 ※4 57,600円 【44,400円 ※3】
低所得Ⅱ		8,000円 24,600円
低所得Ⅰ		8,000円 15,000円

- ※1 所得区分は、住民税課税標準額に基づき判定します。
- ※2 「一般」および「現役並みⅢ」の方は、限度額適用認定証の作成の必要はありません。
- ※3 直近12か月で高額療養費該当が4回目以上の場合
- ※4 年間144,000円を上限とします。

【低所得Ⅱ】世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の世帯に属し、かつ、「低所得Ⅰ」に該当しない方。

【低所得Ⅰ】世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の世帯に属し、かつ、所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算)の世帯の方。

◆高額療養費の注意事項

- 加入する健康保険や世帯が変わった場合、それぞれの加入期間ごとに、限度額までの自己負担が生じます。
- 県内転居(世帯の継続性がある場合)をした月や75歳(後期高齢者)になる月は、限度額が1/2になります。
- 申請には時効があります。詳しくは保険年金課までご連絡ください。

療養費の支給

医療費の全額を自己負担した場合、国保へ申請し、審査機関で認められれば、保険者負担分の払い戻しを受けることができます。

必要なもの ①・②及び下表の書類が必要です。

- ① 療養を受けた方の戸田市国保の資格がわかるもの
- ② 申請者(世帯主)の口座がわかるもの

※ 申請には時効があります。詳しくは保険年金課までご連絡ください。

療養費の支給対象となるもの	申請に必要なもの
緊急その他やむを得ない理由によりマイナ保険証等を医療機関に提示できなかったとき	・診療(調剤)報酬明細書(レセプト) ・医療機関の領収書
打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼、柔道整復師の施術を受けたとき	・施術内容と費用の明細がわかる領収書等
医師の指示により、はり・きゅう・マッサージを受けたとき	・医師の同意書 ・施術内容と費用の明細がわかる領収書等
医師の指示により、コルセットなど治療用装具や小児弱視等の治療用眼鏡を購入したとき	・医師の証明書(装具を必要とする旨) ・装具業者の領収書 ・靴型装具のみ本人着用写真
旅行中などで海外で診療を受けたとき(治療目的で海外渡航したときを除く)	・診療内容明細書(指定様式) ・領収明細書(指定様式) ・上記2点の日本語の翻訳文(翻訳者署名) ・海外で治療を受けた方のパスポート(出入国スタンプが押されたもの)
輸血のための生血代を負担したとき	・医師の理由書または診断書 ・輸血用生血液受領証明書 ・血液提供者の領収書

※ 施術部位や回数に請求誤りが多いため、柔道整復・はり・きゅう・マッサージでかかった施術内容を専門業者に委託して点検をしています。施術内容の確認の手紙が届きましたら、ご回答へのご協力をお願いします。

※ **移送費の支給** 災害時の負傷者運搬や、医師の指示による重病者の入院や転院などの移送に際し、費用がかかったとき、必要と認められれば、申請により移送費が支給されます。

限度額の適用

医療費が高額になることがあらかじめ見込まれるときは、医療機関での支払いを高額療養費の基準額に抑えることができる制度があります。

- ・ マイナ保険証あり…医療機関受診時に、マイナ保険証の高額療養費制度に関する情報提供に同意することで、高額療養費の基準額が適用されます。
- ・ マイナ保険証なし…受診前に、保険年金課で限度額適用認定証を申請、取得し、医療機関の窓口へ提出していただくことで、高額療養費の基準額が適用されます。

※ 70歳未満の方で国民健康保険税の滞納がある場合は、マイナ保険証の情報提供および限度額適用認定証の作成ができません。

※ 住民税非課税世帯(オ、低所得Ⅰ・Ⅱ)の場合は、入院時の食事代も減額(P.12参照)されます。なお、長期入院による食事代のさらなる減額を行う場合は、マイナ保険証を利用の方でも別途申請が必要です。

厚生労働大臣が定める特定疾病

血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の療養を受けていて、医師の証明がある場合、申請により特定疾病療養受療証が交付されます。

・ 特定疾病の基準額(月額)

	年齢・所得区分※1		限度額
	70歳未満	ア・イ ウ・エ・オ	
人工透析が必要な慢性腎不全※2	ア・イ		2万円
	ウ・エ・オ		1万円
	70歳以上		1万円
血友病 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症			1万円

※1 所得区分については、P.8・9をご確認ください。

※2 限度額を超えて自己負担した場合は、透析調剤分の領収書の持参による申請で高額療養費を支給します。

食事療養費の支給

入院中の食事代については、次のとおりです。

◆70歳未満の方	食事療養費標準負担額	生活療養標準負担額 ※2
以下の区分以外	510円[550円]/食	食事：510円[550円]/食 居住費：370円[430円]/日
住民税非課税世帯	240円[270円]/食	食事：240円[270円]/食 居住費：370円[430円]/日
住民税非課税世帯 ※1	190円[220円]/食	食事：240円[270円]/食 居住費：370円[430円]/日

◆70歳～74歳の方	食事療養費標準負担額	生活療養標準負担額 ※2
以下の区分以外	510円[550円]/食	食事：510円[550円]/食 居住費：370円[430円]/日
低所得Ⅱ	240円[270円]/食	食事：240円[270円]/食 居住費：370円[430円]/日
低所得Ⅱ ※1	190円[220円]/食	食事：240円[270円]/食 居住費：370円[430円]/日
低所得Ⅰ	110円[130円]/食	食事：140円[160円]/食 居住費：370円[430円]/日

※1 過去12か月の入院日数が91日以上になった場合は、91日以上入院したことがわかる領収書などを持参し、改めて申請することで食事代がさらに減額される長期認定を受けることができます。(申請の翌月1日から適用となります)

※2 生活療養費標準負担額は、65歳以上の方が療養病床に入院する場合の食事代などです。(指定難病等の方はさらに減額されます)

・【 】内は、令和8年6月1日以降の額です。

高額介護合算療養費の支給

医療保険と介護保険の負担が重なっている世帯の負担の軽減を図ることを目的とする制度です。医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費及び高額介護サービス費の額を除く)を合算して限度額(介護合算算定基準額)を超えるときに支給されます。該当する方には、個別に通知します。

70歳未満		70歳以上	
所得区分	限度額	所得区分	限度額
ア 901万円超	212万円	現役並みⅢ 690万円以上	212万円
イ 901万円以下600万円超	141万円	現役並みⅡ 380万円以上	141万円
ウ 600万円以下210万円超	67万円	現役並みⅠ 145万円以上	67万円
エ 210万円以下	60万円	一般	56万円
オ 住民税非課税世帯	34万円	低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円(31万円※)

※ 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は限度額31万円

出産育児一時金の支給

◆支給要件・支給額

国保加入者が出産した場合には、出産児1人につき次の支給額が支給されます。なお、妊娠12週(85日)以上であれば、死産・流産でも支給されます。

- ※ 社会保険等に被保険者(本人)として1年以上加入していて、資格喪失後6か月以内に出産した場合は、社会保険等から支給を受けることができます。その場合、国保からは支給されません。
- ※ 申請には時効があります。詳しくは保険年金課までご連絡ください。

医療機関等	妊娠22週以降の出産	妊娠12週から22週未満の出産
産科医療補償制度加入	50万円	48万8千円
産科医療補償制度未加入又は海外での出産	48万8千円	48万8千円

◆申請手続き

直接支払制度を利用して出産した場合は、国保から医療機関等に直接出産育児一時金を支払うため、申請手続きはありません。

ただし、出産費用が支給額未満の場合(差額が発生する場合)や、直接支払制度を利用しない場合は、出産後に保険年金課で申請が必要となります。

なお、受取代理制度を利用する場合は、事前申請が必要となりますので、保険年金課までご連絡ください。

必要なもの

- ① 出産者の戸田市国保の資格がわかるもの
- ② 申請者(世帯主)の口座がわかるもの
- ③ 母子健康手帳
- ④ 出産費用の領収書及び明細書の写し
- ⑤ 直接支払制度に関する合意文書の写し

- ※ 死産・流産の場合…上記①～⑤及び死産証明書又は死体埋火葬許可証
- ※ 海外での出産の場合…上記①～③の他に、
④ 出産者のパスポート(出入国スタンプが押されたもの)
⑤ 出産した国で発行された出生証明書及び日本語翻訳文(要翻訳者署名)

葬祭費の支給

◆支給要件・支給額

国保加入者が死亡した場合には、葬儀(火葬)を行った者(葬祭執行者)に対して、葬祭費として5万円が支給されます。

- ※ 社会保険等に被保険者(本人)として加入していて、資格喪失後3か月以内に死亡した場合は、社会保険等から支給を受けることができます。その場合、国保からは支給されません。
- ※ 申請には時効があります。詳しくは保険年金課までご連絡ください。

◆申請手続き

必要なもの

- ① 葬儀(火葬)の領収書の写し(葬祭執行者の氏名が宛名に記載されていること)
 - ② 申請者(葬祭執行者)の口座がわかるもの
- ※ 領収書の宛名が「〇〇家様」となっている場合は、同一の氏の親族の方であれば申請可能です。



医療費のお知らせ(医療費通知)

年に6回(6月、8月、10月、12月、2月、4月)医療費のお知らせをお届けします。医療機関等で支払った領収書と通知に記載されている内容を確認していただくとともに、今後の健康づくりに活用してください。

◆通知の目的

- ① 健康や医療に対する認識を深めていただくため
- ② 医療機関等からの医療費の請求額の確認

◆通知の到着時期

通知到着月	通知に記載されている診療月
6月(1回目)	1月・2月診療分
8月(2回目)	3月・4月診療分
10月(3回目)	5月・6月診療分
12月(4回目)	7月・8月診療分
2月(5回目)	9月・10月診療分
4月(6回目)	11月・12月診療分

- ※ 記載内容については、医療機関等から請求のあった医療費の診療報酬明細書に基づき作成しています。医療機関等からの請求遅れや審査の関係上、通知に記載されない場合があります。

◆医療費控除の申告への利用について

医療費通知は、所得税の医療費控除の申告の際に添付資料として利用することができます。

ただし、11月・12月診療分の通知は到着時期が4月となり、確定申告時期に間に合いませんので、医療機関等で支払った領収書を保管していただき、領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成して申告をしてください。

なお、一部の受診について通知に医療機関等の名称が記載されない場合があります。その場合は、領収書に基づきご自身で通知に補記していただく必要があります。

人間ドック検診費用補助

◆概要

戸田市が指定する検査項目を満たす人間ドック検診を受診したときの費用について、上限13,000円を支給する制度です。

◆要件(全て満たす場合に補助可能です。)

- ① 人間ドック検診を受診した日(検診日)において、戸田市国保に加入している方
- ② 検診日において、年齢が満35歳以上の方
- ③ 補助金申請時において、国民健康保険税を完納している世帯に属する方
- ④ 検診日と同一年度中に特定健診を受診していない方(同一年度内は、人間ドックか特定健診のどちらか一方のみ)
- ⑤ 人間ドック検診の結果を特定健診の受診結果とみなし、保健事業等に使用することに同意する方(特定健診の対象となる方のみ)

◆受診のしかた

(市役所への申請は受診後になります)

- ① 人間ドックの予約をします。(全国の医療機関等で受診できますが、右表の検査項目を満たさないとお対象外となります。)
- ② 予約した医療機関等の指示のとおり、人間ドックを受診します。
- ③ 人間ドック検診費用の全額を医療機関等に支払い、領収書を受領します。(宛名は「受診者氏名」としてください。)

◆申請手続き

必要なもの

- ① 戸田市国民健康保険被保険者人間ドック検診費用補助金申請兼請求書
- ② 人間ドック検診結果票の写し
- ③ 人間ドック検診費用の領収書の写し
- ④ 人間ドック検診質問票
- ⑤ 当該年度の特健診の受診券(発行されている方のみ)

市が指定する人間ドック検診項目一覧

1	身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
2	生理	血圧測定、心電図、心拍数、眼底検査、眼圧検査、呼吸機能検査
3	X線・超音波	胸部X線、上部消化管X線(X線検査を基本とする。本人から内視鏡検査の申し出があった場合は、内視鏡検査に変更することも可)、腹部超音波
4	生化学	総蛋白、アルブミン、クレアチニン、eGFR、尿酸、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、総ビリルビン、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)、ALP、血糖(空腹時)、HbA1c
5	血液学	赤血球、白血球、色素、ヘマトクリット、血小板数、MCV、MCH、MCHC
6	血清学	CRP
7	尿	蛋白、尿糖、沈渣、潜血
8	便	潜血
9	医療面接(問診)	問診表(質問票)
10	医師診察	胸部聴診、頸部・腹部触診等
11	結果説明	受診勧奨、結果報告書、情報提供

- ※ 予約をする際に、市が指定する検査項目を満たしているかを必ずご確認ください。
- ※ やむを得ない事情があるときは、検査項目の一部を変更できる場合があります。詳しくは保険年金課までご連絡ください。

◆注意事項

- 年度途中で予算上限に達した場合、受付を終了することがあります。例年、3月20日頃までの申請をお願いします。
- 年度を超えての申請は受付できません。
- 医療機関等によっては、人間ドック検診結果票が届くまでに1か月程度かかる場合もあります。申請期限までに申請書類を提出できるように、計画的に受診してください。
- 特定保健指導の対象者には、ご案内をお送りします。

特定健康診査・特定保健指導

② 特定保健指導

◆ 特定保健指導とは

特定健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備群と判定された人に対し、生活習慣病を予防するため、生活習慣の見直しをサポートします。

市から委託を受けた民間事業者が実施します。

◆ 特定保健指導の内容

(ア) **積極的支援** (生活習慣改善の必要性：高)

対象者が生活習慣の改善点に気づき、改善に取り組めるよう、一緒に目標を設定し、管理栄養士等が3か月以上の継続的なサポートを行います。

(イ) **動機付け支援** (生活習慣改善の必要性：中)

生活習慣の改善点に気づき、自ら目標を設定し改善に取り組めるよう、管理栄養士等がサポートします。

◆ 特定保健指導の対象者

検査結果等		検査結果等の該当項目		1個	2個	3個以上
ア	高血糖	A	腹囲が (男性)85cm以上 (女性)90cm以上	1個	2個	積極的支援
イ	脂質異常					
ウ	高血圧					
エ	喫煙習慣があり、 ア～ウのどれかに 該当している	B	上記以外でBMIが 25以上	1個	2個	動機付け支援

※ BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

※ 対象者には、特定保健指導の案内を送付します (利用料は無料です)。

※ 対象者以外の人には、健診結果の提供に合わせ、生活習慣の改善に関する基本情報を受診した医療機関から提供します (情報提供)。

① 特定健康診査 (特定健診)

◆ 特定健診とは

心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームの予防・改善のための健診です。

◆ 健診の内容

基本的な健診 (必須項目)

身体計測、問診、診察、採血 (脂質・血糖・肝機能・腎機能等を調べる検査)、採尿、血圧

- ※ 独自追加項目として尿酸・クレアチニンを実施しています。
- ※ がん検診との同時受診がおすすめです。

◆ 対象者

年度を通じて戸田市国保に加入している (と見込まれる) 40歳～74歳の人。

令和8年4月1日時点で加入している人には、受診券及び記録票を送付します。4月2日以降に加入された人で、受診を希望する場合は、11月末までにお申し込みが必要です。

- ※ 受診券が届いた後、社会保険加入や転出等により、受診日において国保資格を喪失している場合は、対象外となります。
- ※ 同一年度内に人間ドック検診費用補助を利用した人間ドックを受診する場合は対象外となります。

◆ 受診のしかた

- ① 受診券が届きます。
- ② 実施医療機関を選びます。
(予約が必要な医療機関であれば予約をします。)
- ③ 特定健診を受診します。
- ④ 受診した医療機関で結果説明を受けます。

◆ 受診するときに必要なもの

受診券、記録票、戸田市国保の資格がわかるもの、マスク (医療機関の判断で着用を求められる場合があります。)

国民健康保険税の課税

国民健康保険税は加入者の皆さんの医療費のほか、後期高齢者医療制度、介護保険制度、子ども・子育て支援金制度の財源にもなっています。

① 保険税の計算方法

保険税の税額は、年度ごとに次の金額の合計により計算されます。

① 医療分(課税限度額 世帯あたり67万円)

すべての国保加入者(74歳以下)に課税されます。

所得割額	令和7年中の 所得に応じてかかる額	所得割基礎額 (総所得金額等－基礎控除額) ×税率8.0%
均等割額	世帯の国保加入者 1人あたりにかかる額	1人あたり31,800円

② 後期高齢者支援金等分

(課税限度額 世帯あたり26万円)

すべての国保加入者(74歳以下)に課税されます。

所得割額	令和7年中の 所得に応じてかかる額	所得割基礎額 (総所得金額等－基礎控除額) ×税率1.6%
均等割額	世帯の国保加入者 1人あたりにかかる額	1人あたり9,500円

③ 介護分(課税限度額 世帯あたり17万円)

40～64歳の国保加入者に課税されます。

所得割額	令和7年中の 所得に応じてかかる額	所得割基礎額 (総所得金額等－基礎控除額) ×税率1.42%
均等割額	世帯の国保加入者 1人あたりにかかる額	1人あたり12,500円

※ 介護保険適用除外施設に入所している方は、届出により介護分を納付する必要がなくなりますので、お問い合わせください。

④ 子ども・子育て支援金分 (課税限度額 世帯あたり3万円)

すべての国保加入者(74歳以下)に課税されます。

所得割額	令和7年中の 所得に応じてかかる額	所得割基礎額 (総所得金額等－基礎控除額) ×税率0.27%
均等割額	世帯の国保加入者 1人あたりにかかる額	1人あたり1,760円

※ 18歳未満の国保加入者は、均等割が全額軽減されます。

② 保険税の納税義務者

保険税の課税は世帯単位となり、納税義務者は**世帯主**となります。世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯内に国民健康保険の被保険者が1人でもいれば、世帯主が納税義務者となります。これを擬制世帯主といいます。

③ 保険税の決定・変更

その年度の保険税は、納税通知書で計算方法や税額の内訳を7月(当初課税)にお知らせします。

また、保険税額に変更があったときは、手続きの翌月中旬以降に変更通知書により、変わった額をお知らせします。

- ① 当初課税後に、所得金額・加入者数等に変更があったときは、保険税の税額が再計算され、再度通知されます。
- ② 転入による加入の場合、正確な所得額がわかった後に保険税が変更になり、再度通知されることがあります。
- ③ 当初課税後に40歳になったときは、介護分が追加になり、再度通知されます。
- ④ 加入した月から脱退した月の前月まで月割で課税されます。また、届出日にかかわらず、加入すべき事実が発生した日(加入日)までさかのぼって課税されます。



④ 保険税の軽減・減免

① 低所得世帯への軽減

世帯主と国民健康保険加入者等の前年中の総所得金額等が、次の表に該当される世帯について、均等割額が定められた割合で軽減されます。所得が少なく確定申告が必要ない場合でも**住民税申告をしていない場合は軽減が受けられませんので、必ず住民税申告をするようにしてください。**

軽減割合	軽減判定所得(前年の世帯総所得金額等)
7割	基礎控除額43万円+(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))以下
5割	基礎控除額43万円+(31万円×被保険者数(※2)) +(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))以下
2割	基礎控除額43万円+(57万円×被保険者数(※2)) +(10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))以下

- ※1 一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける方
 ※2 特定同一世帯所属者(※3)を含む
 ※3 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、次の(1)、(2)両方に該当する方をいいます。
- 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日において、国民健康保険の被保険者だった方
 - 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日において、同じ世帯に属する国民健康保険の世帯主と引き続き同じ世帯に属する方(その方が世帯主だった場合には引き続き世帯主の方)

② 未就学児の均等割額の軽減

世帯に未就学児がいる場合には、その未就学児の当該年度分の保険税に係る均等割額(①の低所得者軽減が適用された場合は、軽減後の均等割額)に10分の5を乗じて得た額を減額します。

※ 未就学児：0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の間にある方

③ 国民健康保険税の減免

減免を希望される場合は、やむを得ない事由がある場合を除き、条例で定める期日までに申請が必要になります。

- ・災害などで被害を受けた場合
- ・刑事施設等に入所された場合 など

④ 特例対象被保険者について

倒産・解雇及び雇止め等により離職し、失業給付を受給されている方(特定受給資格者、特定理由離職者)は、所得割額が軽減されます。**(手続きが必要)**

対象者 ①と②を満たす方	①離職時年齢が65歳未満の方 ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが11、12、21、22、31、32…特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)または23、33、34…特定理由離職者(雇止め等による離職)で、失業給付を受ける方
軽減額	離職した本人の前年の給与所得額を30/100とみなして算定
軽減期間	離職の翌日から翌年度末までの期間

- 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など顔写真付きの場合は1点、資格確認書など顔写真なしの場合は2点必要)
- 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

⑤ 旧被扶養者の減免

社会保険等加入者(国民健康保険組合を除く)が75歳になり、後期高齢者医療制度へ移行することに伴い被扶養者だった方(65歳から74歳)が国民健康保険へ加入する場合、**申請により国民健康保険税の一部について減免措置が受けられます。**

対象者 ①と②を満たす方	①社会保険等加入者が75歳に到達したことにより被保険者の資格を喪失した方 ②国民健康保険への加入時点で被扶養者の年齢が65歳~74歳である方
減免内容	所得割額：免除 / 均等割額：2年の間半額免除

⑥ 産前産後期間にかかる国民健康保険税の軽減

妊娠85日以降で出産した方または出産予定の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月分の国民健康保険税が軽減されます。**(手続きが必要)**

- ※ 多胎妊娠の場合は6か月分を軽減します。
 ※ 令和6年1月分以降の保険税に限ります。

国民健康保険税の納税

① 普通徴収(特別徴収以外)の世帯

納期ごとにご納付いただきます。

【令和8年度納期限】

第1期	令和8年 7月31日(金)	第5期	令和8年11月30日(月)
第2期	令和8年 8月31日(月)	第6期	令和8年12月25日(金)
第3期	令和8年 9月30日(水)	第7期	令和9年 2月 1日(月)
第4期	令和8年11月 2日(月)	第8期	令和9年 3月 1日(月)

※ 年間を通して加入の場合、年税額(12か月分)を8回に分けてご納付いただくこととなります。そのため、各納期と算定月是对応していません。

② 特別徴収(年金天引き)の世帯

65歳以上の世帯主(擬制世帯主を除く)で、次の条件をすべて満たしている場合は、保険税が年金から天引きされます。

4月・6月・8月・10月・12月・2月支給の年金から天引き

- ①世帯主が国保加入者であること。(75歳になる年度は普通徴収に切り替わります。)
 - ②世帯内の加入者が全員65歳から74歳であること。
 - ③世帯主の年金受給額が18万円(年額)以上であること。
 - ④世帯主の介護保険料が年金天引きの対象となっていること。
 - ⑤世帯の国民健康保険税と世帯主の介護保険料を合計した額が、世帯主の年金受給額の2分の1以下であること。(2つ以上の年金を受給中の場合は、法令が定める優先順位により、その1つが特別徴収の対象になります。)
- ※ 申し出により、普通徴収(口座振替)に変更できます。申し出時期により切り替えとなる納期が変わります。
- ※ 年度途中での国保加入、脱退等の場合は一部普通徴収になる場合があります。

③ 国民健康保険税の納付方法(普通徴収)

ご納付いただいた保険税は、国・県などの負担金とともに国保の保険給付(医療機関にかかったときの一部負担金以外の医療費など)を支える大切な財源です。保険税の納期内納付をお願いします。

納付方法については次のとおりです。

- ①口座振替
- ②コンビニ納付
- ③ペイジー納付
- ④クレジット納付
- ⑤スマートフォン決済アプリ納付
- ⑥窓口納付

普通徴収は口座振替が原則です

令和8年4月1日より口座振替による納付が原則となりました。便利で納め忘れのない口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

申込方法・詳細につきましては、収納推進課管理担当へお問い合わせください。

④ 保険税を滞納すると…

納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金が加算されることがあります。

